

(1) 昭和30年7月13日(水曜日)

日本水素工場  
夏季四千三百六十万圓  
平均二万六千円の会社案  
組合側拒絶し再交渉  
上考慮を要する問題は  
何か  
(2) 建議題  
(3) 教科書常設展示会制  
(4) 市町村合併後に教育  
上考慮を要する問題は  
何か  
(5) 内は第三次会社回  
(6) 全国校長會に加盟  
題協議会  
青少年問題協議会  
磐城市青少年問題協議会  
(会長立花市長)は十五  
午後二時より市役所会  
議室に於て、民生委員、  
教育委員、警察署、法務  
局、家庭裁判所、青年會  
P.T.A.、學校連合會、勞  
働組合、婦人團體、神社  
佛教、市役所各關係者の  
參集により「社會を明  
くする運動の実施につい  
て」協議することになつ  
て。

日本水素労働組合の夏季月までスライドした。  
手当(四二、四〇八円)組合の要求額と第三次會の要求は十二日午後二時社側の回答は基準内賃金から労資間の協議に於て一、五五(一、〇六月)会社は一律に一人二、〇家族一人一、〇〇円(五〇〇円)の増額を認めた結果總額四千二百九十九円(一律分一〇、〇〇〇円一人平均二萬六千円となつた)。

(一) 内は第三次会社回の第三次回答は組合要請の分を基準内に繰り入促すことになった。

(二) 内は第三次会社回の第三次回答は組合要請の分を基準内に繰り入促すことになった。

(三) 教科書常設展示会制

(四) 市町村合併後に教育上考慮を要する問題は何か  
(5) 内は第三次会社回の第三次回答は組合要請の分を基準内に繰り入促すことになった。

(6) 全国校長會に加盟題協議会  
青少年問題協議会  
磐城市青少年問題協議会  
(会長立花市長)は十五  
午後二時より市役所会  
議室に於て、民生委員、  
教育委員、警察署、法務  
局、家庭裁判所、青年會  
P.T.A.、學校連合會、勞  
働組合、婦人團體、神社  
佛教、市役所各關係者の  
參集により「社會を明  
くする運動の実施につい  
て」協議することになつ  
て。

組合の要求してきた配分万円の五三%にしか充た

体形を最大限に譲歩しないので、その間の差が

九日付既報の會社第二次大きいとして組合は即日

回答案中、上に厚く下に中央委員会を招集の結果

薄くなる可能性のある抗拒し、本日午後の經營

組合の要求してきた配分万円の五三%にしか充た

れ○、七五月を一、〇六

然して会社としては經理

は認められないかわりに求額總額八千三百九十九

円(一律分一〇、〇〇〇円一人平均二萬六千円とな

つた)。

会社は一律に一人二、〇

家族一人一、〇〇〇円(五〇〇円)の増額を認めた結果總額四千二百九十九円(一律分一〇、〇〇〇円一人平均二萬六千円となつた)。

組合の要求してきた配分万円の五三%にしか充た

れ○、七五月を一、〇六

